

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

| 議長 | 副議長 | 委員長 | 事務局長 | 局長補佐 | 係長 | 担当 | 文書取扱主任 |
|---|-------------|-------|------|--|--|----|--------|
| | | | | | | | |
| 起案日 | 令和6年4月17日 | | | 処理区分 | <input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘 | | |
| 決裁日 | 令和6年4月18日 | | | 保存 | <input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃 | | |
| 登録番号 | 6四議第165号 | | | 公開 | 非公開理由 | | |
| 分類番号 | 04-02-02 | | | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ ）公開 | 四万十市情報公開条例第9条に該当 （ ） | | |
| 簿冊番号 | 04 - 04 | | | | | | |
| 委員会名 | 産業建設常任委員会 | | | 会議年月日 | 令和6年3月15日（金） | | |
| | | | | 会議時間 | 10時00分～11時17分 | | |
| 出席委員 | 委員長 | 寺尾真吾 | | 委員外議員（紹介議員） 前田和哉 | | | |
| | 副委員長 | 宮崎努 | | | | | |
| | 委員 | 川村一朗 | | | | | |
| | 委員 | 山崎司 | | | | | |
| | 委員 | 松浦伸 | | 欠席委員 | | | |
| | 委員 | 鳥谷恵生 | | | | | |
| その他 | 委員外議員 | 澤良宜由美 | | | | | |
| | 委員外議員 | 川村真生 | | | | | |
| 執行部出席者 | 農林水産課長 | 吉田貴浩 | | まちづくり課長 | 佐川徳和 | | |
| | 農林水産課林業水産係長 | 篠田匠一 | | まちづくり課長補佐 | 津野智宏 | | |
| | 上下水道課長 | 池田哲也 | | まちづくり課計画係長 | 濱田聡 | | |
| | 上下水道課長補佐 | 岡村速人 | | まちづくり課計画係技幹 | 垣内邦仁 | | |
| | 上下水道課下水道係長 | 安岡晃 | | | | | |
| 事務局 | 事務局長 | 西澤和史 | | | | | |
| | 総務係主幹 | 近藤由美 | | | | | |
| 記 録 | | | | | | | |
| 令和6年3月定例会で付託された議案6件及び請願1件の審査のため、委員会を開催しました。 | | | | | | | |
| その概要については以下のとおりです。 | | | | | | | |

■委員長挨拶により開会。

●まず、付託を受けた「第33号議案 四万十市漁港管理条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：吉田農林水産課長】

この条例は、漁港漁場整備法に基づき、市が管理する名鹿、平野、双海の3漁港の維持管理について必要事項を定めたものであるが、今回、上位法である漁港漁場整備法の改正に伴い、本条例についても改正を行うもので、主な改正内容は、法律の名称が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改正されること、また、これまでは、水産物の生産や流通拠点といった漁業のための機能が主なものであり、漁港を利用できる者は地方公共団体や漁業者に限られていたが、漁港の民間事業者（飲食店等）の利用を可能とするものである。

なお、本市においては、漁港に空きスペースが無いことから、今回の改正による大きな影響はない。

【質疑：松浦委員】

民間事業者が利用できるようになるとのことだが、説明のあった飲食店等の他に考えられる事業者、業種は。

【答弁：吉田農林水産課長】

水産物の食堂や宿泊施設、釣り堀などのレジャー施設。

【質疑：松浦委員】

利用する場合には、契約等どういった手続をするのか。

【答弁：吉田農林水産課長】

市に、利用にあたっての計画を提出していただき、市が許可をする形となり、その後、実施に移っていく。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第35号議案 四万十市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び四万十市下水道条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：池田上下水道課長】

令和3年度の下水道審議会からの答申のとおり、基本使用料と超過使用料を各20%増額改定するもので、市民への周知期間を1年間設け、令和7年4月1日から施行する。

【質疑：宮崎副委員長】

答申書における20%増額の理由は何か。

【答弁：池田上下水道課長】

供用開始以降20数年間、消費税率の改定以外に使用料の改定を行っておらず、現状では、農業集落排水又は下水道サービスに係る費用の全てを賄っていない状況で、一般会計より赤字補てんとしての繰入金を受け、経営している。また、令和2年度から地方公営企業法の適用を受け、これまで以上に、独立採算制を求められている中、早急な経営の健全化が求められている。また、令和元年度に策定した四万十市下水道事業経営戦略（計画期間：令和2年度～令和11年度）でも、基準外繰入がないと、目標年次である令和11年度まで、毎年、単年度赤字が発生する試算となっている。このような状況から、将来に渡り、安心安全な下水道事業を安定的に経営するには、事業の収支バランスが重要であり、使用料の適正化が必要不可欠となっていることから、赤字補てんを解消し、健全な事業継続のために、今回、改定するもの。

【意見：宮崎副委員長】

1年間の周知期間に、例えば、区単位であるとか、広報などにより、市民のみなさんにお知らせしてご理解いただくようお願いしたい。

【質疑：川村委員】

反対するものではないが、市民・使用者からしたら、いきなり20%増額というのは、いかがか。段階的に増額することはできなかったのか。

また、いつまでに独立採算制としなければならないのか。

【答弁：池田上下水道課長】

段階的な値上げについては、令和3年度の下水度審議会において、同様の意見があったが、他の委員から、段階を踏んだ分だけ一般会計からの赤字補てんとしての繰入が継続すること、また、使用者にとっては複数回の値上げとなり、使用者の抵抗感が増すのではないか等の意見があり、協議の結果、段階的な改定とはせず、1回の改定とするのが良いとの結論に至った。

また、独立採算制については、いつまでと問われれば、「今すぐ」ということになるが、早急にそうしなければならない状況。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第21号議案 四万十市水害に強い土地利用条例」について審査を行った。

【説明：佐川まちづくり課長】

平成26年6月梅雨前線豪雨による甚大な床上浸水被害の発生を受け、国・県・市が一体となり、「相ノ沢川総合内水対策協議会」を設立し、平成28年8月には、「相ノ沢川総合内水対策計画」を策定した。この計画に基づき、ハード・ソフト両面の対策を進め、令和5年6月には、ハード面の整備が概ね完了したが、これらの施設整備の効果を持続させるためには、ソフト対策も重要であることから、無秩序な開発行為の規制など、内水対策計画対象区域内における土地利用に関するルールとして、本条例を制定する。

対象区域は、平成26年6月豪雨により浸水被害が発生した相ノ沢区域とし、土地利用に対して、雨水の貯留や浸透を阻害する行為と、洪水による氾濫水の貯留を阻害する行為に対し、当該行為が1,000㎡以上のもの（※1）に対して規制を設ける（※2）。また、類似する四万十市土地環境保全条例と同等の罰則規定を設け、義務違反を予防し、水害に強いまちづくりを目指すもので、約3か月の周知期間を設け、令和6年7月から施行する。

（※1）1,000平方メートル以上の貯留浸透阻害行為とは

- ・ 厚さ50cm以上の盛土や埋立て等
- ・ 宅地等にするために行う土地の形質変更
- ・ 土地舗装や施設の形質変更等により雨水の浸透を阻害し、他の土地へ流出する雨水量を増加させる行為

（※2）規制対象となる行為に対しては、周知義務（届出等の前に周辺住民に対して周知し理解を得る。）及び届出をする必要がある。

【質疑：山崎委員】

どの係が担当で、決裁ルートはどのようになるか。

【答弁：佐川まちづくり課長】

計画係が担当しており、当該係から私まで決裁が回る。必要に応じて、市長まで決裁を回すこともあろうかと思う。

【質疑：松浦委員】

面積要件が1,000㎡ということだが、全国的な要件事例の中から1,000㎡としたのか。本市と類似している自治体のデータを参考とした方が良いのではないか。

【答弁：佐川まちづくり課長】

面積要件については、まず、既にある四万十市土地環境保全条例と同様の面積としたこと、また、県下で先陣を切って制定している日高村においても、面積要件を1,000㎡としていることから、同様の規定とした。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第34号議案 四万十市土地環境保全条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：佐川まちづくり課長】

本条例は、安全で良好な地域環境を保全し、市民の財産及び生命を保護するために土地の区画形質の変更等について、必要な事項を定め、適正な土地利用を図り、市民の福祉増進に寄与することを目的として定めている。

令和3年11月、高知市において、届出面積を超える土砂搬入が行われるなどの条例違反が発生し、不動産事業者など逮捕者も出た事件であるが、この時点で高知市の定める土地保全条例の罰則規定に一部不備があり、検察庁が、類似条例を制定している県内市町村を調査した結果、本市条例についても、適切な罰則を科すことができない規定となっていることがわかったことから、当該箇所等を改正する。

【質疑：山崎委員】

切土について、条例違反と思われる場所がたくさんあることは把握しているか。勝手に山を切っている場所があり、土砂が河川に流れ込んでということが実際に起こっているが、気付いているか。

【答弁：佐川まちづくり課長】

本条例は、基本的に届出制なので、仮に届出なしに対象行為が行われていたとしても、それを探しだすのは、なかなか難しい面があるため、こういった条例改正を機に、啓発を進めていきたい。

【質疑：松浦委員】

山崎委員の質疑と関連するが、例えば、あその場所は問題があるのではないかという市民からの声があった場合には、まちづくり課として対応していくことになるのか。

【答弁：佐川まちづくり課長】

そういった連絡を受けた際には、まず、現地確認を行い、条例に照らし、違反が認められれば、関係者に指導するようになると思う。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第46号議案 四万十市道路線の廃止について」及び「第47号議案 四万十市道路線の認定について」について審査を行った。

【説明：佐川まちづくり課長】

市道古川1号線は、具同地区の土地改良事業で整備されたが、道路周辺の宅地化等に伴い、車両の通行量が増加し、公益性が高まったこと等から、起点を変更し、それに伴い延長も変更するため、現状の路線をいったん廃止し、新たな区間を含めた区間を、市道古川1号線として認定するものである。

【意見：山崎委員】

当該路線は、交通量が多くなっており、非常に公共性が高くなっているため、路面補修工事についても早急をお願いしたい。

【答弁：佐川まちづくり課長】

路面補修については、関連地区からも聞いているので、早急に対応する。

【質疑：宮崎副委員長】

補修しているところでも、民地の境等で道路幅が一定でないが、そういったところは、今後の話になるのか。

【答弁：佐川まちづくり課長】

土地改良区が完了した当時、道路の拡幅を見据えて、ある程度引いて家を建てもらうよう、お願いしていた経過があると聞いている。また、建築基準法の規定で、一定の幅がないと接道する道路ということにならないので、セットバックが必要になる。ただ、初めから引いて建てていただいた家も含めて全体的に改良するのは、なかなか難しいため、できる所から対応を考えていきたい。

【質疑：川村委員】

これまでの延長と比べると倍くらいの延長になり、長くなるが、幅員3.5m程度であれば、すれ違いができない。この点について何か考えはあるか。

【答弁：佐川まちづくり課長】

先ほど、土地改良区完了時に、ある程度引いて家を建てていただいているところがあるので、そういったところから対応していくことになると思う。

※他に質疑なく終了

－小休－
－正会－

採決の結果、第46号議案については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決し、第47号議案については、全会一致で、原案のとおり認定すべきものと決した。

●次に請願受理番号第1号「商工会館建設に伴う請願」について審査を行った。

まず、紹介議員から説明を受けた。

【説明：前田議員】

中村商工会議所は、商工業の総合的な改善発達を図り、社会一般の福祉増進のため、昭和30年に設立し、現在、所管地域内にある約2,200の商工業者のうち、約半数が会員となっている。また、約100の団体との会議やイベント等に参画しており、実効性、信頼性、必要性については、広く認識されているところである。

一方、商工会館は、建築後51年が経過し、老朽化が著しく、また、耐震基準も満たしていないことから、建て替えを検討しているが、場所や資金面等課題が多く、中村商工会議所単独での建て替えは相当困難な状況にある。

しかしながら、南海トラフ大地震等の災害発生時には、中村商工会議所は、被災事業者の相談や支援の拠点となり、地域経済の復興に努めなければならない組織であり、商工会館は、地域経済復興の拠点として必須であることから、旧中村町内市有地の活用及び財政支援について、議会に対し、最大限の支援をお願いしたいとの趣旨である。

－小休－
－正会－

【進行：寺尾委員長】

趣旨採択が良いとの意見もあった。

挙手採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決した。

－小休－
－正会－

●事務局より連絡事項

－小休－
－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。